

ギオンサッカースクール規約

第1条 (名称)

本サッカースクール(以下スクールとする)は、「ギオンサッカースクール」と称します。

第2条 (運営)

スクールは、相模原市市営小山公園の指定管理者共同企業体代表企業である、株式会社ギオンが運営します。

第3条 (所在)

スクールは、相模原市中央区小山 4-1 の小山公園スポーツ広場を開催場所とし、事務局を同公園管理事務所内に置きます。

第4条 (目的)

サッカーを通じた子供の健全な育成とサッカー競技への正しい理解と関心を深めることを目的とします。

第5条 (入会資格)

- 1, スポーツを行う健康な身体と健全な精神を有する小学生以下の子供であること。
- 2, 未就学児にあっては、入会時点で4歳に達していること。
- 3, 保護者がスクールの目的に賛同し、本規約を承諾し遵守に同意していること。

第6条 (基準開催日数と開催日)

- 1, スクールは、4月から翌年3月までの年度ごと、1日から月末日までの暦月を単位に、国民の祝日を除く毎週月曜日と水曜日に3回ずつ、月間で6回、年間72回の開催を基準にします。
- 2, 開催日は、雨天での中止などを勘案して前項を上回る日数とし、かつ年度による曜日配列に起因して基準日数と相違する暦月を生ずることから、前年度の年度末までに翌年度分の「スクールカレンダー」にて定めます。

第7条 (クラス設定)

- 1, スクールには、「キンダー」「キッズ」「ジュニア」の学齢別クラスと、アドバンスクラスを設け、後者には「テクニカル」と「スキル」の2コースを設定します。その設定日に開始時刻、指導時間、対象学齢区分等は本規約に添付する別表に示します。
- 2, 学齢別クラスは、週間に1回/月間に3回の出席(以下週1会員とする)と、週間に2回/月間6回出席(以下、週2会員とする)の選択制とします。
- 3, 前項に加え、週1会員においては出席日を月曜日ないし水曜日から選択した上での固定制とします。
- 4, 原則としてアドバンスクラスへの新規入会は出来ません。学齢別クラスから指導者の推薦を得ての選抜となります。

第8条 (月会費)

月会費は、第6条第1項に定める基準開催日数に基づいて暦月を単位に定め、前条第1項に定めるクラス別、第2項および第3項に定める週間出席回数別に、本規約に添付する別表の通りとします。

第9条 (入会手続き)

- 1, 入会を希望するものは、所定の「入会申込書」に必要事項を記入、保護者による自署の上、入会金および初月会費とともに事務局に提出し、事務局の承認にて会員資格を付与します。
- 2, 入会金は1000円とします。
- 3, 暦月途中からの入会には、当該月の入会日以降の「スクールカレンダー」による開催日が6日未満の場合には、初月度会費を附則に定める計算式により減額します。
- 4, 収納した入会金と初月会費は、スクールが入会を拒否した場合を除き、いかなる事由でも返金いたしません。

第 10 条 (月会費納入と滞納)

- 1, 月会費は、事務局から手渡される会費袋にて、締切日までに現金にて納入するものとします。
- 2, 月ごとの締切日は「スクールカレンダー」にて定めます。
- 3, 月会費の納入を締切日から起算して 60 日に渡って滞納した場合は、スクールは指導を停止し強制的に退会とした上で、納入のないままに指導を行なった期間につき、その間の月会費と同額を損害賠償請求します。この場合、出席が第 6 条に定める月間基準日数に満たない暦月も所定月会費額と計上します。

第 11 条 (退会)

- 1, 退会は暦月を単位とし、退会希望月の前月末日までに事務局へ「退会届」を提出していただきます。届けの受領を要し、電話での手続きは致しません。
- 2, 暦月途中の退会にも、月会費の割戻はありません。

第 12 条 (休会)

- 1, 休会は暦月を単位とし、休会希望月の前月末日までに事務局へ「休会届」を提出していただきます。届けの受領を要し、電話での手続きは致しません。
- 2, 届けの無い場合には、通常の月会費を申し受けます。
- 3, 暦月途中の休会にも、月会費の割戻はありません。
- 4, 連絡無く、休会が 2 ヶ月以上に及んだ場合は退会と見做し、復会には第 9 条に定める新規入会と同等の手続きを要します。
- 5, 暦月途中からの復会には、復会前日までの事務局での手続きと当該月の月会費納入にて認め、当該月の復会日以降の「スクールカレンダー」による開催日が 6 日未満の場合には、月会費を附則に定める計算式により減額します。

第 13 条 (出席変更)

- 1, 学齢別クラスの週 1 会員と週 2 会員の選択における相互間の変更は、暦月単位とし、変更希望月の前月末日までに事務局へ「変更届」を提出していただきます。
- 2, 暦月途中での変更は事務局の承認を要し、週 2 会員から週 1 会員への移動に月会費の割戻は行わず、週 1 会員から週 2 会員への移動には別途定める月会費差額の追加徴収とします。

第 14 条 (クラス移籍)

- 1, 会員が希望しても学齢別クラス間の移籍は出来ません。
- 2, 学 44 学齢別クラスからアドバンスクラスへの移籍は以下各号に依ります。
 - 1) 学齢別クラスからアドバンスクラスへの移籍は会員が希望しても、指導者の推薦が必要です。
 - 2) 暦月途中からの移籍も可能ですが、当月は学齢別クラスの在籍と見なします。
 - 3) 学齢別クラスの週 2 会員が内 1 回をアドバンスクラス出席とする場合は、そのまま週 2 会員月会費を適用します。
 - 4) アドバンスクラスのみで 2 コースとも出席する場合についても、当該学齢による学齢別クラスの週 2 会員月会費を適用します。

第 15 条 (継続)

- 1, 年度を跨いで継続は、特に申し出の無い限り、学齢別クラスの学齢による移行を伴うものも含め、自動的継続とします。
- 2, 継続を希望しない場合は、年度末までに第 11 条に定める手続きをして下さい。

第 16 条 (届け出事項の変更)

「入会申込書」ないし各種届出書にて申告した事項の変更の発生には、速やかに事務局に通知していただきます。通知の

なかったことによる会員の不利益にスクールは責任を負いません。

第 17 条 (強制退会)

スクールが会員及び保護者による下の各号に該当する行為を確認した場合には退会の措置により、会員資格を喪失します。

- 1) 本規約への違反
- 2) スクールの名誉と品格を毀損
- 3) 入会に際しての申告事項に虚偽が判明
- 4) 出席中の言動や態度によるクラス指導および運営への阻害
- 5) 他の会員および保護者に対する著しい迷惑行為
- 6) 月会費の滞納(第 10 条)

第 18 条(出席)

1, 学齢別クラスの週 2 会員およびアドバンスクラス会員は「スクールカレンダー」に定める当該のすべての開催日に出席可能です。学齢別クラスの週 1 会員は、選択の曜日の開催日に限り出席いただけます。

2, 前項にかかわらず、学齢別クラスの週 1 会員は、「スクールカレンダー」の暦月単位の開催日設定が、曜日配列にて月曜と水曜の開催日数が異なる月については、少ない日数の曜日選択会員は、その日数差分を日数設定の多い曜日に出席することが出来ます。この場合、当該月の最初の出席日に、別曜日への「代替日出席券」をお渡しします。

事例) 月曜が 3 回、水曜が 4 回設定の暦月では、月曜日を選択の会員は 1 日に限り水曜にも出席できます。

第 19 条 (出欠確認)

- 1, 出席には開催場所入場前に事務局を訪ね、出席を申告して下さい。
- 2, 欠席は、当該開催の開始時刻までに事務局に、附則に規定する通信手段ないし電話等にて連絡して下さい。

第 20 条 (天候などによる開催中止発生にともなう措置)

1, 開催の中止により、年度単位にて開催日数が基準開催日数を満たさない場合に限り、不足する日数相当の振替開催を設定します。この場合、振替開催の設定が明らかとなった時点にて、対象会員には「振替出席券」をお渡しします。

2, 前項にかかわらず、週 1 会員には、中止日を含む暦月から起算して 3 か月以内の選択曜日と異なる曜日への代替日出席を案内します。この場合は、中止日以降の最初の出席日に、別曜日への「代替日出席券」をお渡しします。

事例) 水曜日が中止となつての措置の場合、同曜日の選択会員は、その代替日として以後の月曜開催日の内の任意の日に出席できます。

第 21 条 (負傷時などの対応)

スクールは出席中の会員に事故など生じないよう万全の注意を払いますが、不測の事故、傷害には必要な応急措置や救急搬送手配などの対応を行います。

第 22 条 (保険加入と補償)

スクールはスポーツ保険に加入しており、月会費には保険料を含んでいます。これにて会員がスクール出席中に傷害を負った場合には、当該時点で会員資格を有する限りに保険約款の範囲にて補償します。

第 23 条 (免責事項)

会員および保護者並びにスクールが別途出席を認めた者による開催場所施設損傷などの加害、並びに開催場所施設内での盗難、交通事故などの被害において、開催場所施設設置者および管理者、スクールの指導者、事務局は一切を免責されるものとします。

第 24 条 (閉鎖、廃止)

スクールは、天変地異、戦争動乱、社会動向などスクールが責を負えない事情により継続が困難な事態が生じた場合には、事前の予告や通告なく無条件にスクールの閉鎖や廃止などを行えるものとします。

第 25 条 (写真・映像の活用)

開催中のクラスの状況を写真や映像に収め、スクールのプロモーションなどに使用することがあります。

第 26 条 (個人情報の管理)

関係法令に従い、スクール事務局が知り得た会員並びに入会を申し出た者に関する情報は運営管理にのみ用い、運営者以外に開示、提供することはありません。

第 27 条 (規則など)

本規約に定めのない事項、および運営に要する事項については、別途規則や規程に定めるものとします。

また、本規約に定めのない事案にて指導者と会員ないし会員相互間に紛争を生じた場合には事務局が裁定し、会員はそれに従って頂きます。

第 28 条 (施行)

本規約は、2026 年 10 月 1 日より施行します。

(附則)

1, 第 9 条第 3 項および第 12 条第 5 項により、月会費を減額する場合の計算方は以下によります。

当該の月会費額を当該の基準開催日数で除算し、これを小数点以下切上げとした上で、当該の開催日数を乗算して得た額を、さらに 10 円単位に切り捨てた金額を収受額とする

事例)

1) キンダークラスに週 1 会員としての入会申込時点で、入会日以降の開催日が「スクールカレンダー」で 2 日の場合

月会費額 2000 円÷基準日数 3 回=666.666 円≒667 円

667 円×残開催日数 2 日=1334 円≒1330 円 ※670 円減額

2) ジュニアクラスに週 2 会員として入会申込時点で、入会日以降の開催日が「スクールカレンダー」で 4 日の場合

月会費額 6500 円÷基準日数 6 回=1083.333 円≒1084 円

1084 円×残開催日数 4 日=4336 円≒4330 円 ※2170 円減額

2, 指導者、事務局と全会員相互間の連絡には、LINE やフー株式会社が提供するコミュニケーションツール「LINE」のオープンチャット機能を用います。スマートフォンなどへの設定データは入会後に開示します。

なお、会員個人への個別連絡は、入会申込者に記入された保護者の電話番号に対しての通話ないし SMS にて行います。

以下余白